

業務委託契約の適正な履行について

市との業務委託契約において、質の高い市民サービスを提供するには、受託者における労働者保護も非常に重要なことです。

平成21年7月に施行された「公共サービス基本法」では、地方公共団体においても、公共サービスの従事者の適正な労働条件の確保などに努めるとされています。

また、本市では、平成22年度から契約内容に適合した履行の確保、労働者への適正な賃金の支払いを目的に、人件費の占める割合の高い業務委託では、最低制限価格を設けることができるようにしております。

こうした趣旨をご理解のうえ、次の事項に十分留意していただき、市の業務委託を実施してください。

記

1 雇用契約の締結

使用者が労働者と労働契約を締結する際には、労働基準法により、賃金、労働時間、休日などの労働条件を明確に記載した書面を作成して、労働者に交付しなければならないとされています。

雇用契約については、必ず書面により取り交わしてください。

2 労働者の福祉向上

労働者福祉のため、法律の規定に基づき、雇用保険、健康保険、厚生年金、労働者災害補償保険への適正な加入をお願いします。

3 労働時間の厳守

労働基準法に基づき法定労働時間は週40時間とされていますので、厳守してください。

4 有給休暇制度の改善

雇入れの日から起算して6か月間継続勤務し、全労働日の8割以上出勤した労働者（する予定の者）に、企業の規模にかかわらず、最低10日の年次有給休暇を付与しなければならないとされています。

継続雇用する期間が6か月未満の季節労働者についても、次に示す目安により有給休暇を付与するように努めてください。

- ・その継続する就労日数が3か月以上4か月未満の者は3日程度
- ・その継続する就労日数が4か月以上6か月未満の者は5日程度

5 適正な労働賃金

市が発注する業務委託契約の人件費の積算は、設計労務単価（国土交通省、農林水産省）、建築保全業務労務単価（国土交通省）、設計業務技術者単価（国土交通省）などを参考にして積算していますので、この点に十分留意され適正な額の賃金を支払うよう配慮してください。

また、最低賃金法により、千葉県における地域別最低賃金が定められておりますので、この賃金額より低い賃金は法律により無効とされます。

6 休日労働の割増賃金

法定休日労働に関する割増賃金の割増率は、3割5分以上となります。

7 労働者の事故防止

労働災害の防止については、安全教育や作業現場内の設備点検等を十分に行い、事故防止に万全を期してください。

8 業務責任者の届出

業務委託の実施にあたり市の監督職員を受託者に通知し、受託者は業務責任者を定めて市に通知するとされている契約の場合には、市の様式により確実に届出を行ってください。

9 地元労働者の積極的雇用

業務委託の実施にあたり労働者を雇用する必要がある場合には、地域の活性化にもつながることから、地元労働者の積極的な雇用に配慮してください。